

障害者活躍推進計画

| | |
|---------------------------|--|
| 機関名 | 姫路市監査事務局 |
| 任命権者 | 姫路市代表監査委員 甲良 佳司 |
| 計画期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間） |
| 障害者雇用に関する課題 | 姫路市監査事務局においては、職員が市長部局からの出向者で構成されており、独自採用を行っていない。また、職員総数が17人程度の小規模な機関で、法定雇用率の適用対象ではない。 |
| 目標 | |
| ①採用に関する目標 | 【目標】障害者雇用の推進に関する理解を促進する。 （評価方法）各階層別の研修に合わせて障害者に関する研修を受講する。 |
| ②定着に関する目標 | なし ※今後、障害者職員が配置された際に定着状況データを把握予定。 |
| 取組内容 | |
| 1 障害者の活躍を推進する体制整備 | 障害者雇用推進者として監査事務局次長を選任する。 |
| 2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | 障害のある職員が配置された場合には、その職員の能力や希望等について、面談や自己申告等を踏まえ、職務の選定等を行う。 |
| 3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ○障害のある職員からの要望を踏まえ、対応策を検討し、必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○障害特性に配慮し、テレワークや時差出勤等の多様な働き方を検討する。 ○本人や周囲からの要望等を踏まえ、必要に応じ所属長は面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等の取組みを行う。 |
| 4 その他 | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 ○総合評価落札方式による制限付一般競争入札において、「法定雇用人員を超えて雇用し、又は法定雇用義務は無いが雇用している」企業に対しを加点する。 |